

介護職員等特別処遇改善加算金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みかん会（以下「法人」という。）給与規程に定める規程とは別に、厚生労働省が創設した介護職員等特別処遇改善加算制度（以下「特定加算制度」という。）に基づき法人の介護職員等に対し支給する特定処遇改善加算金（以下「特定加算金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の常用職員または有期契約職員の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員特定処遇改善加算金の支給対象職員を対象とする。

(支給額)

第3条 特定加算金の支給額は、特定加算制度による加算見込額の範囲内において、理事長が定める額とする。

(支給)

第4条 特定加算金の支給は、定期昇給、夜勤手当、月々の手当として給与と合わせて支給する。

(経験・技能のある介護職員の基準設定)

第5条 経験技能のある介護職員の基準設定の考え方は、原則、勤務10年以上の介護福祉士とする。

(その他)

第6条 この規定は、特定加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附則

1、この規程は、令和1年10月1日から施行する。